

令和元年 9 月 17 日

個人情報の保護に関する法律に基づく指導について

個人情報保護委員会は、令和元年 9 月 12 日付けで、JapanTaxi 株式会社（以下「本件会社」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 41 条の規定に基づき、次のとおり指導を行いましたので、お知らせします。

1. 本件会社は、タクシー車内に設置したタブレット端末付属のカメラを用いてタクシー利用者の顔画像を撮影して広告配信に利用しているが、その旨をタクシー利用者に対して十分に告知していなかった。
当委員会は、本件会社に対し、タクシー利用者に対する分かりやすい説明の徹底等について、平成 30 年 11 月 30 日付けで指導を行ったが、今般、平成 31 年 4 月に至るまで改善策が実施されていなかったことが判明した。
2. 当委員会は、タクシー利用者の権利利益に対する影響の程度や、事業者における顧客目線の重要性という観点に加え、当委員会の指導への対応に時間を要した組織体制上の問題点も考慮し、今回、再度の指導を実施することとした。
3. 顔画像を撮影していることのタクシー利用者に対する説明については、本件会社において、平成 31 年 4 月以降、乗車時にタブレット端末の画面上で告知を表示する対応がなされているところ、その他の改善策についても方針に関する報告は受けており、引き続きフォローしてゆく。

当委員会としては、事業者において適法性の検討が十分になされた上で、新たなデジタル技術を活用した事業やサービスが円滑に実現されるよう取り組んでまいります。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
河野、小田倉
電話番号：03-6457-9811